



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

メタボ健診の義務化

メタボ健診が平成20年4月から始まりましたね。健診で社員がメタボまたはメタボ予備軍という結果が出た場合、会社に生活習慣改善のための指導義務が生じることになります。おなかが出ているかどうか、会社にキビシイ目で見られることになる時代。まずは自力でメタボからの脱却を目指しましょう！

メタボ健診とは、後期高齢者医療制度をはじめとする厚生労働省の医療制度改革の一環としてスタートするもので、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群→肥満が原因で動脈硬化を招く生活習慣病が重なった状態)の概念を応用した特定健康診査・保険指導の事です。

対象は、40～74歳の健康保険加入者。

目的は、メタボリックシンドローム、生活習慣病予防

検査項目は、腹囲、コレステロール値、血圧、血糖値の4つ

指導が必要な数値は、腹囲が男性85センチ以上、女性90センチ以上または、肥満の指標となるBMI(ボディ・マス・インデックス)が25以上で、①中性脂肪が150mg/dl以上またはHDL(善玉)コレステロール値が40mg/dl未満②血圧が130/85mmHg以上③空腹時血糖値が110mg/dl以上の、3種類のいずれかに該当する場合

BMIとは、体重と身長の関係から計算で割り出した、肥満度の判定基準です。

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で計算されます。

大切なのは、おなか周りをスマートにするとともに、体重を適正範囲(標準体重《BMI22》±10%以内)に抑えること。



メタボ脱却のための7つのポイント

- ★その1 摂取カロリーを、身長から割出した標準体重の適正な数値内(一般的に、1日に必要なカロリーは体重×30～35で算出。)におさえましょう。
- ★その2 食事記録をつけましょう→いつ、何をどんな理由で食べているかメモします。
- ★その3 太る原因を思いつくまま、すべて書き出しましょう。→理由と行動をきちんと再認識し、その行動をやめるための方法を自分で考えてみてください。
- ★その4 バランスのよい食事を目指しましょう。(特にオレンジ色の食材は動脈硬化を防ぐ抗酸化作用があるものが多いので、積極的にとることをお勧めします。)
- ★その5 酒はほどほど、脂っこいつまみは避け、野菜や豆腐、きのこ類などが良いですね。
- ★その6 日常生活の中でこまめに運動しましょう。→駅や会社の階段、通勤電車内の運動など、身近なところから始めましょう。
- ★その7 自分の筋力や筋肉のバランスを知りましょう。→中高年世代は、自分で考えるよりも筋力が低下しています。でんぐりがえし、逆立ちなどをしたり、妻をだっこして20～30歩、歩けるかどうかも試してみるのもいいですよ。

健康を保つ秘訣は、普段のちょっとした心がけが大切ですね。(青島 彩子)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (税制改正に伴う法定耐用年数の見直し)

当社は、自動車部品製造業を営む3月決算の法人です。
平成20年度の税制改正によって、機械装置の法定耐用年数が大幅に変更されたと聞きました。
当期の減価償却限度額の計算はどうなりますか？

Answer

平成20年度の税制改正では、機械装置を中心に、企業の使用実態を踏まえて法定耐用年数が改正され、新規取得資産だけでなく、既存の資産にも適用されることとなりました。
したがって、平成20年4月1日以後開始する事業年度については、既存の自動車部品製造設備を含め、改正後の法定耐用年数(9年)により減価償却限度額を計算することとなります。

解説



【減価償却制度の見直し】

減価償却制度については、平成19年度の税制改正において、残存価額及び償却可能限度額の廃止、250%定率法の導入により、早期に備忘価額1円まで償却できるようになりました。

平成20年度税制改正においては、機械装置の法定耐用年数を中心に見直しが行われ、390区分あった機械装置の法定耐用年数区分が、日本標準産業分類の中分類単位を基準に、55区分に大括り化されることとなりました。

(注)改正後の区分と日本標準産業分類との対比表は、追って公表されるものと思われます。

【減価償却限度額の計算例】

平成20年度税制改正前は、自動車部品製造設備には原則として12年の耐用年数が適用されてきました。今回の耐用年数省令別表第二の改正により、自動車部品製造設備は輸送用機械器具製造業用設備として大括り化され、9年の耐用年数が適用されることとなります。

<前提>

- ①機械A: 平成18年4月取得、取得価額10,000千円、法定耐用年数12年(改正後9年)、定率法(平成19年3月末現在の帳簿価額8,250千円)
- ②機械B: 平成19年4月取得、取得価額10,000千円、法定耐用年数12年(改正後9年)、定率法

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

- ①機械A: $8,250,000円 \times 0.175$ (旧定率法、12年) = 1,443,750円 (償却後簿価6,806,250円)
- ②機械B: $10,000,000円 \times 0.208$ (新定率法、12年) = 2,080,000円 (償却後簿価7,920,000円)

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

- ①機械A: $6,806,250円 \times 0.226$ (旧定率法、9年) = 1,538,212円 (償却後簿価5,268,038円)
- ②機械B: $7,920,000円 \times 0.278$ (新定率法、9年) = 2,201,760円 (償却後簿価5,718,240円)

根拠条文等

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二(改正後)

※お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで